

【ドイツ】入院時に必要な介護について定める法律

海外立法情報課・渡辺 富久子

* 2009 年 8 月 5 日、「入院時に必要な介護について定める法律」(2009 年 8 月 4 日公布)が施行された。自らが雇用する介護者に在宅で介護を受けている障害者が、急病で入院することになった場合に、同じ介護者に病院でも介護してもらうことを可能とするため、社会法典の一部を改正したことが主な内容である。

立法の背景

ドイツでは、障害者も介護保険による介護サービスの給付を受けられることになっているが、特に障害が重い場合、介護保険による介護サービスでは対応できないことがあり、その場合には社会扶助の制度の枠内で、自ら介護者を雇用し、介護を受けることができるようになっている（社会法典第 12 編第 65 条－雇用者モデル）。この場合には、介護者費用は、社会扶助の費用負担者である地方自治体が負担することとなっているが、当該障害者は同時に、社会法典第 11 編第 37 条に基づく介護金庫から介護手当を受け取り、優先的に介護者費用に充てることになっている。

これまでこのような、自らが雇用する介護者に在宅で介護を受けている障害者が、急病で入院しなければならない場合、病院で必要な介護を受けられないという問題があった。障害者の介護は個々の障害によって異なり、各人に対応した介護や支援が必要となる。ところが、入院時に病院で受けられるのは主に医療処置と定められている（社会法典第 5 編第 39 条）。特に重度の障害者が入院した場合、必要となる介護は医療処置の範囲を超えてしまう。また、病院の介護職員では、障害者に対応した職業訓練を受けていないことも多く、人手も足りず、障害者の必要に応えることができない。さらに、入院中、自ら雇用する介護者による介護を受けるとしても、保険からの給付が十分ではなかった。今回の法改正により、このような状況が改善されることとなった。

社会法典の改正

主要な条項は、次の通りである。

- ・法定疾病保険との関係－自らが雇用する介護者に在宅で介護を受けている障害者が、急病で入院し、病院でも同じ介護者に介護をしてもらう場合には、当該障害者は、介護者の病院での宿泊費と食費について、自らの属する疾病保険の疾病金庫に対して費用を請求できるようになった。（社会法典第 5 編第 11 条第 3 項の改正）

- ・社会的介護保険との関係－これまで、要介護者が入院したとき又は入院して医学的リハビリテーションを受けるときには、最初の 4 週間は継続して在宅時と同様の介護

手当を支払うという規定があった。今回の法改正により、自らが雇用する介護者に在宅で介護を受けている障害者が入院した場合には、4週間という制限がなくなり、全入院期間、介護手当が継続して給付されるようになった。入院が複数回に及んでも、その都度請求が可能である。これにより要介護者と介護者双方にとっての雇用関係が安定するというメリットもある。(社会法典第 11 編第 34 条第 2 項の改正)

・社会扶助との関係ーこれまでは、病院に入院している間は、社会扶助による介護を受けることができなかったが、今回の法改正により、病院に入院中も、入院前と同様の慣れた介護者による介護を受けることができるようになった。(社会法典第 12 編第 63 条の改正)

費用と問題点

上述の社会法典の改正による介護保険の年間支出増額見積りは、5 万ユーロとなっている。そもそもこの制度で恩恵を受ける障害者の数は少なく、2007 年の社会扶助統計によれば、ドイツ全体でおよそ 500 人が社会扶助の制度で自らの介護者を雇用している。この見積りは、その 500 人が 1 年に 1 回入院し、そのうちの半数が 4 週間以上入院して、その平均入院期間が 6 週間と想定し、かつ、1 人当たり 1 月に平均 400 ユーロの介護手当を受給していることを前提に計算したものである。ちなみに、社会扶助では、費用負担者である地方自治体にどれだけの支出の増加が見込まれるか、制度の利用者数や病院での入院期間など未知の要因が多いので、計算が困難とされている。また、医療保険から見込まれる支出の増加についても、同様の理由で計算が困難とされている。

本法案を審査した保健委員会では、この法律の対象となる「自らが雇用する介護者に在宅で介護を受けている障害者」ということが、範囲が狭すぎるという議論があった。本法案を提出したのは、当時連立与党の CDU/CSU と SPD であるが、CDU/CSU は、コストの観点から当面は制度の対象者を絞らざるを得なかったとし、SPD は、この方向での最初の一步として意義があるとしている。一方、当時野党の FDP は、この点について不平等が生じると批判した。また、左派党は、社会法典第 12 編第 63 条の改正部分につき、対象者を限定する文言を削除する修正案を提出したが、この修正案は委員会で否決された。同盟 90/緑の党は、介護保険で在宅介護を受けている場合などは、この制度の対象とならないことが問題であるとして、左派党の修正案に賛成した。

参考文献

- Gesetz zur Regelung des Assistenzpflegebedarfs im Krankenhaus vom 30. Juli 2009 (BGBl. I S.2495).
- Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/12855, 16/13417.
- Fichtner, Otto, *Kommentar zum SGB XII – Sozialhilfe : Asylbewerberleistungsgesetz*, 4. Aufl., München, Beck, 2009.